

岩手県告示第757号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成30年10月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年8月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 多田建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市野田町三丁目4番47号
 - ウ 代表者の氏名 多田勇一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第1764号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年8月6日付けで建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年8月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社板屋組
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢姉体町字南白山79番地1
 - ウ 代表者の氏名 板屋成治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第5103号
 - (3) 処分の内容 土工工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年8月2日付けで土工工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年8月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 三浦建設
 - イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字花立20番地
 - ウ 代表者の氏名 三浦義三
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第5726号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年8月22日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年9月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 丸正建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字南沖12番地5
 - ウ 代表者の氏名 阿部美紀子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第7494号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年9月6日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4

号に該当する。

- 5 (1) 処分をした年月日 平成30年9月12日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社東北農林建設
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中太田屋敷田108番地
- ウ 代表者の氏名 長澤貫一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第8020号
- (3) 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年9月12日付けで石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成30年8月23日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 吉萬商店
- イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字藤沢第5地割65番地3
- ウ 代表者の氏名 吉田萬治
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第8410号
- (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年8月23日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成30年9月18日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 佐々秀建設
- イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町船越第14地割8番地315
- ウ 代表者の氏名 佐々木秀一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第9012号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年9月13日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8 (1) 処分をした年月日 平成30年9月3日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社小林工業
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市松園二丁目7番13号
- ウ 代表者の氏名 小林章好
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第20034号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年8月31日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9 (1) 処分をした年月日 平成30年8月29日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社細川機工
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西青山三丁目11番39号

- ウ 代表者の氏名 細川英則
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第20239号
- (3) 処分の内容 機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年8月21日付けで機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 平成30年7月31日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社スガケンペイント
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市八幡町5番7号
- ウ 代表者の氏名 菅井純
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第20605号
- (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年7月24日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 平成30年8月24日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 立花建築
- イ 主たる営業所の所在地 遠野市土淵町土淵10地割8番地
- ウ 代表者の氏名 立花利秋
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第40099号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年8月23日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 12(1) 処分をした年月日 平成30年8月30日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 SKサービス
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢姉体町字吹張60
- ウ 代表者の氏名 佐々木岩男
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第60219号
- (3) 処分の内容 塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年8月29日付けで塗装工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 13(1) 処分をした年月日 平成30年7月31日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社花巻小田島組
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町土沢8区6番地
- ウ 代表者の氏名 小田島英樹
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第60250号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年7月30日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成30年7月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社大南警備保障

イ 主たる営業所の所在地 釜石市大渡町二丁目1番6号

ウ 代表者の氏名 佐々木司

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第110102号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年7月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成30年9月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 佐々総業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町境田町11番

ウ 代表者の氏名 佐々克考

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第120106号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年8月27日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 平成30年8月28日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大井建設

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第24地割79番地

ウ 代表者の氏名 大井俊夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第140022号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年8月28日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 平成30年9月12日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 丸正建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字南沖12番地5

ウ 代表者の氏名 阿部美紀子

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-26)第7494号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年9月6日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。